

# 青森県報

号外第百八号

平成十五年  
十一月二十九日  
(土曜日)

## 目次

### 訓令

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令… (人事課)…

## 訓令

青森県訓令甲第五十号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年十一月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員等の給与に関する規程(昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

## 別表第二 (第二条、第五条関係)

技能職等給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	-	-	184,400	218,200	235,700	256,300
	2	120,600	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200
	3	124,300	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200
	4	128,100	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300
	5	131,900	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400
	6	134,400	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600
	7	138,800	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900
	8	143,300	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200
	9	148,500	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500
	10	154,300	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700
	11	160,200	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000
	12	166,500	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200
	13	171,100	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100
	14	174,600	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800
	15	177,600	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300
	16	180,300	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800
	17	182,800	240,100	285,000	337,600	357,300	392,800
	18	184,800	243,000	288,700	340,900	360,600	396,200
	19	186,800	244,800	291,900	344,000	363,400	399,700
	20	188,400		294,200	346,300	366,300	403,100
	21			296,100	348,500	368,800	406,500
	22			298,100	350,800	371,300	409,900
	23			300,000	353,000	373,800	413,300
	24			302,000	355,200	376,400	416,700
	25			303,900	357,600	379,000	
	26			305,700	359,800	381,600	
	27			307,600	362,100		
	28			309,600	364,300		
	29			311,500			
	30			313,400			
	31			315,300			
32			317,100				
再任用職員		150,100	187,400	215,300	-	-	-

備考 再任用職員のうち、その職務の級が3級である職員で知事が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、233,500円とする。

別表第七中「6,600円」を「6,500円」に、「8,600円」を「8,500円」に、「8,352円」を「8,298円」に、「9,900円」を「9,800円」に、「10,300円」を「10,200円」に、「11,000円」を「10,800円」に改める。

附 則

( 施行期日等 )

- 1 この訓令は、平成十五年十二月一日から施行する。  
( 最高号給を超える給料月額の切替え等 )
- 2 この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、知事が定める。  
( 施行日前の異動者の号給等の調整 )
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び知事が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
( 職員が受けていた号給等の基礎 )
- 4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の技能職員等の給与に関する規程の規定に従って定められたものでなければならぬ。  
( 施行事項 )
- 5 前三項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川一丁目一七番五  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭